

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 2 年度橋本市一般会計補正予算(第 14 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 2 年度橋本市一般会計補正予算(第 14 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 3 年 1 月 18 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 2 年度 橋本市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 2 年度橋本市の一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,374 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,456,784 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 1 月 18 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
14 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
18 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
21 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,023,830	82,004	11,105,834
2,343,092	61,011	2,404,103
8,607,153	20,993	8,628,146
1,087,776	1,470	1,089,246
985,511	1,470	986,981
1,792,748	900	1,793,648
1,792,748	900	1,793,648
34,372,410	84,374	34,456,784

歲 出

款	項
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,847,385	81,464	2,928,849
718,520	81,464	799,984
79,876	2,910	82,786
53,951	2,910	56,861
34,372,410	84,374	34,456,784

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種事業	令和3年度	27,532千円

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 35,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 36,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。